

令和6年4月

夏季休業期間の入室を希望する保護者様

児童クラブ所長

夏季休業期間の児童クラブ入室について（お知らせ）

夏季休業期間中の児童クラブ入室につきましては、入室中の児童に欠席者がいるなど、受入れ可能人数に余裕がある場合に受入れを行いますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、お申込みいただいても、入室できない場合がありますので御了承ください。

記

- 1 夏季休業期間及び開室時間
 - (1) 夏季休業期間 別表のとおり
 - (2) 休室日 日曜日、国民の祝日
 - (3) 開設時間 午前7時30分から午後7時00分まで

- 2 諸費用について
 - (1) 児童クラブ保育料
別表を参照してください。なお、児童クラブ保育料は、児童クラブにて、入室前に現金で納入してください。
※ 欠席をした場合においても、保育料等は変更できません。
 - (2) その他の費用
 - ア 傷害保険料が800円かかります。
※令和6年4月以降に入室したことがあり、既に納入済の方は不要です。
 - イ おやつ代、保護者会費等は入室するクラブにお問い合わせください。

- 3 お申込み方法
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 児童クラブ入室申込書
 - イ 児童調査票
 - ウ 18歳以上65歳未満の方の保育できないことを証明する書類（就労証明書、申立書等）
※ 月曜日から土曜日のうち、週3日（月12日）以上、保護者が保育できない状況である方が対象となります。
 - エ 入室申請時チェックシート
 - (2) 提出期限
令和6年6月1日（土）から令和6年6月20日（木）まで
 - (3) 提出先
第一希望の児童クラブへ御提出ください。
※ 土曜日は、利用者がいない場合、閉室となります。土曜日に申込みを希望される方は、事前に該当の児童クラブへ御連絡ください。

裏面あり

- (4) 結果について
令和6年7月上旬に発送いたします。
なお、受入れ可能人数の状況により、8月1日以降の入室となる場合も
ございますので、御了承下さい。

4 その他

- (1) 求職中で申し込まれる方へ
長期休業期間（夏休み等）に児童クラブへ申し込みされる場合、学年に関
わらず保護者が就労している方を優先的に入室とします。
保護者が求職中の方につきましては、定員に空きがある場合のみ受け入れ
を行います。定員に空きがない場合は、保留（待機）となりますので、御了
承ください。
- (2) 他の小学校の児童クラブへ入室を希望される方へ
児童クラブの開室スケジュールは、児童クラブが設置されている小学校に
合わせたものとなります。在籍している小学校と違う小学校区の児童クラブ
に申込みをした場合、小学校のスケジュールに応じて御利用できない日程や
時間が生じることがございますので、御了承ください。

お問合せ 熊谷市保育課学童保育係
電 話 048 (524) 1131